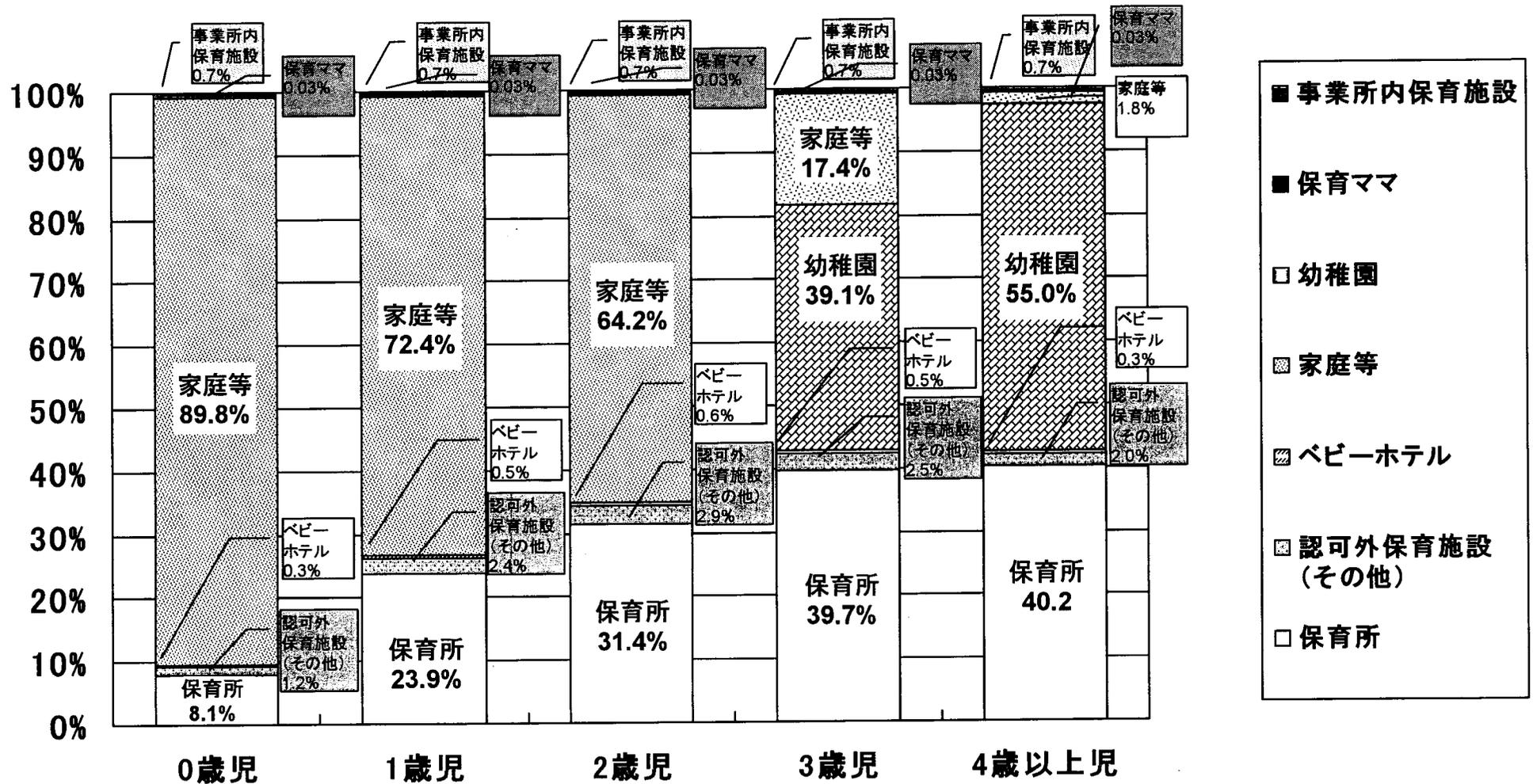


第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	資料1
平成20年11月17日	

# すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて

# 就学前児童が育つ場所

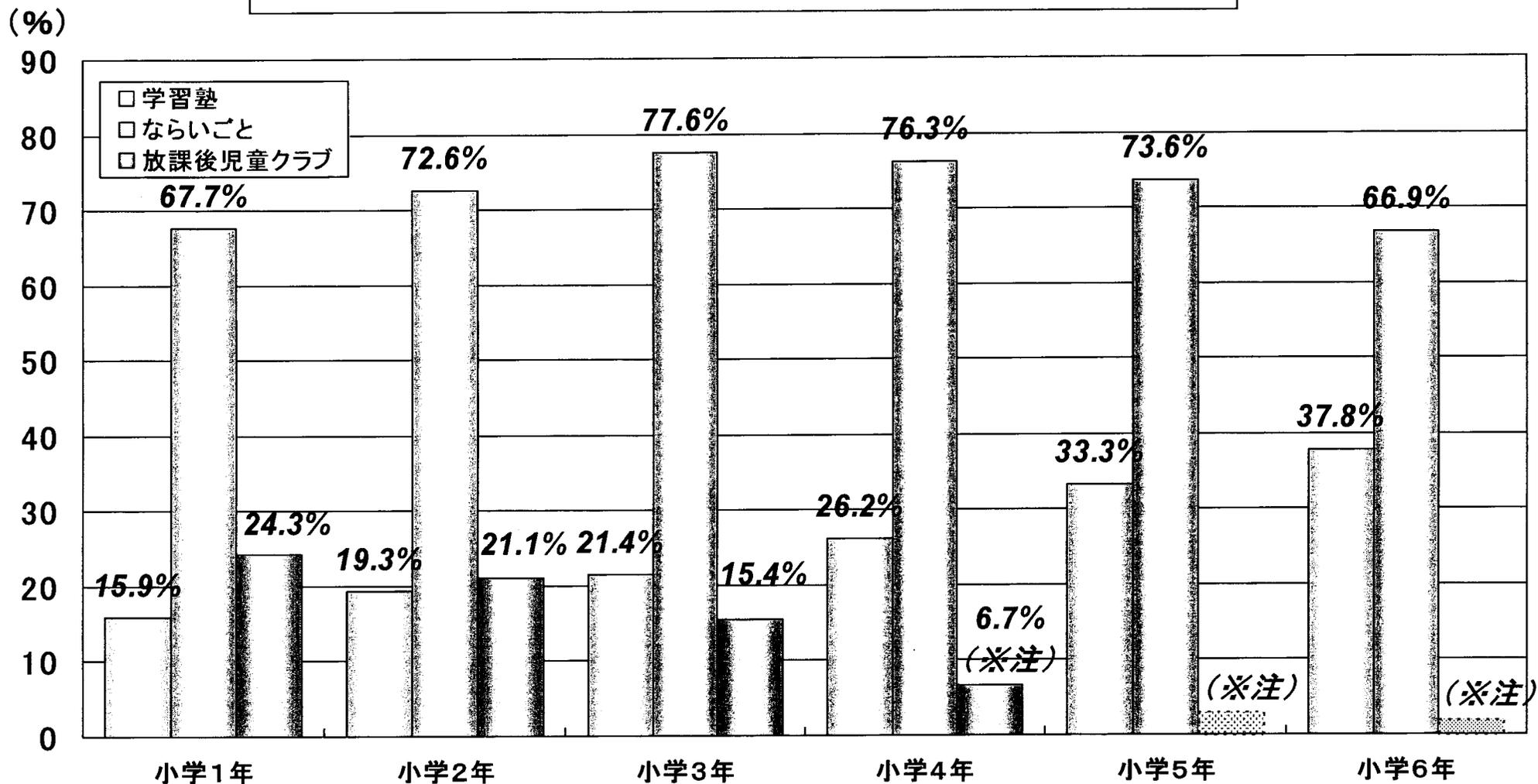
○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数: 平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】  
 幼稚園就園児童数: 学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】  
 保育所利用児童数: 福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】  
 認可外保育施設、ベビーホテル: 厚生労働省保育課調べ  
 保育ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調べの年齢別の入所児童数を按分した数値  
 家庭等: 就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

# 小学生が学校外で過ごす主な場所等

○小学生が学校外で過ごす主な場所等については、以下のとおり。



資料：各学年別の児童総数：文部科学省「平成20年度学校基本調査速報（平成20年5月1日現在）」（平成20年8月8日）

学習塾・ならいごとに関する児童の割合：文部科学省「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」（平成20年8月8日）

放課後児童クラブ学年別登録児童数：厚生労働省「平成20年5月1日現在 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」（平成20年10月16日）

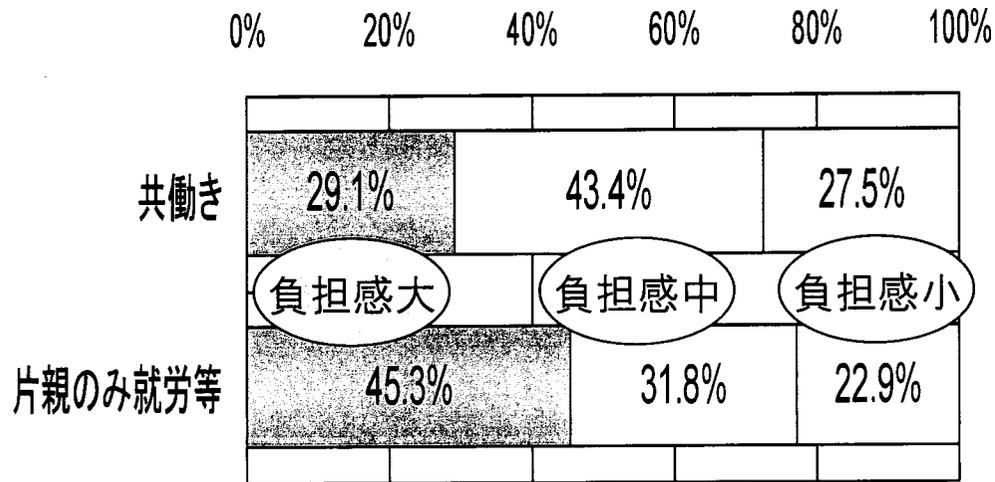
※注：小学4年における放課後児童クラブ登録児童の割合については、小学4年以上他の登録児童数を小学4年の児童数で除した割合。

# 子育ての負担感

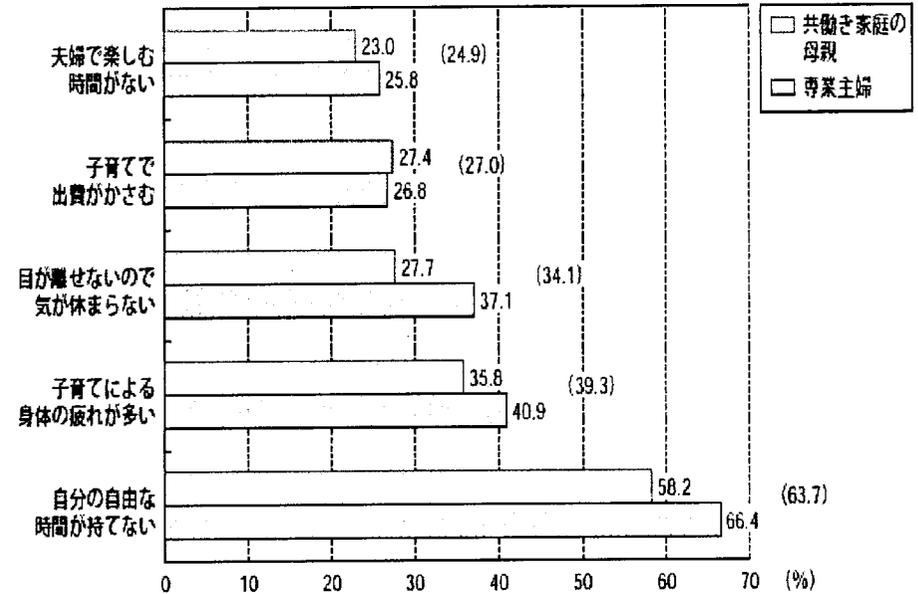
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

## 女性の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

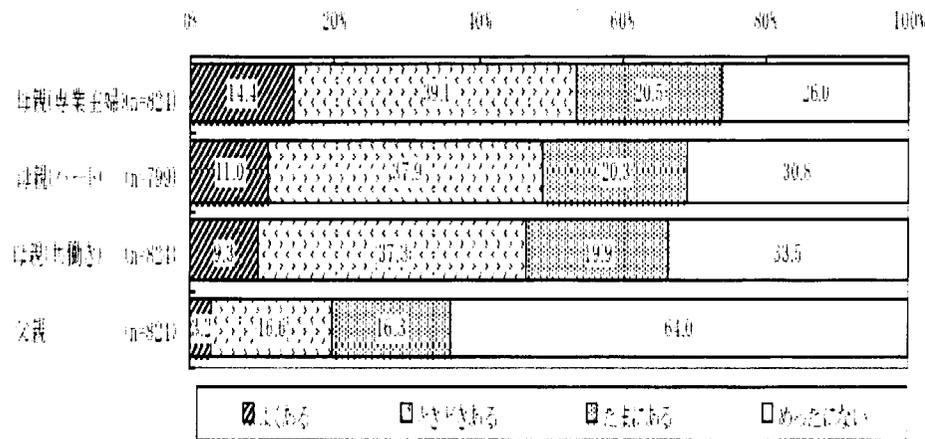


資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)  
注：( )内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

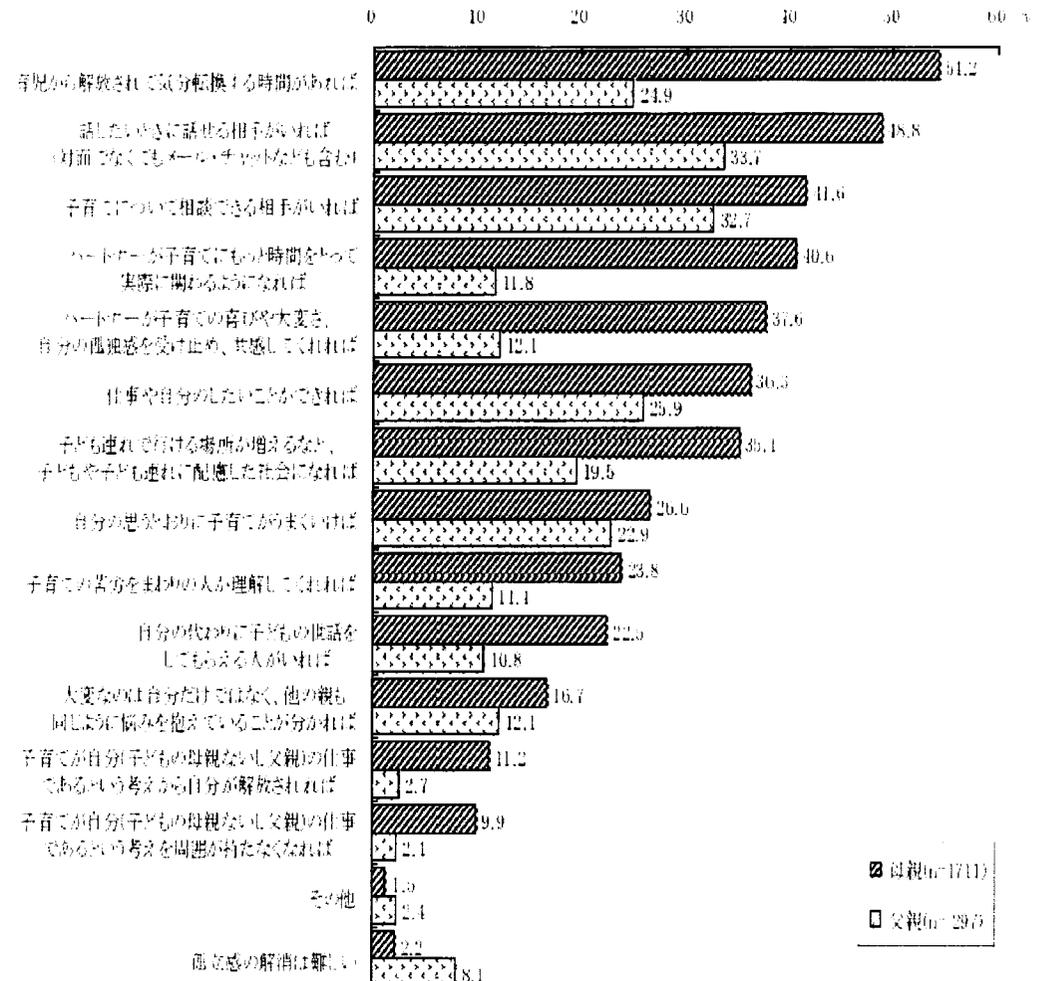
# 子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 229 孤立感を感じることもあるか

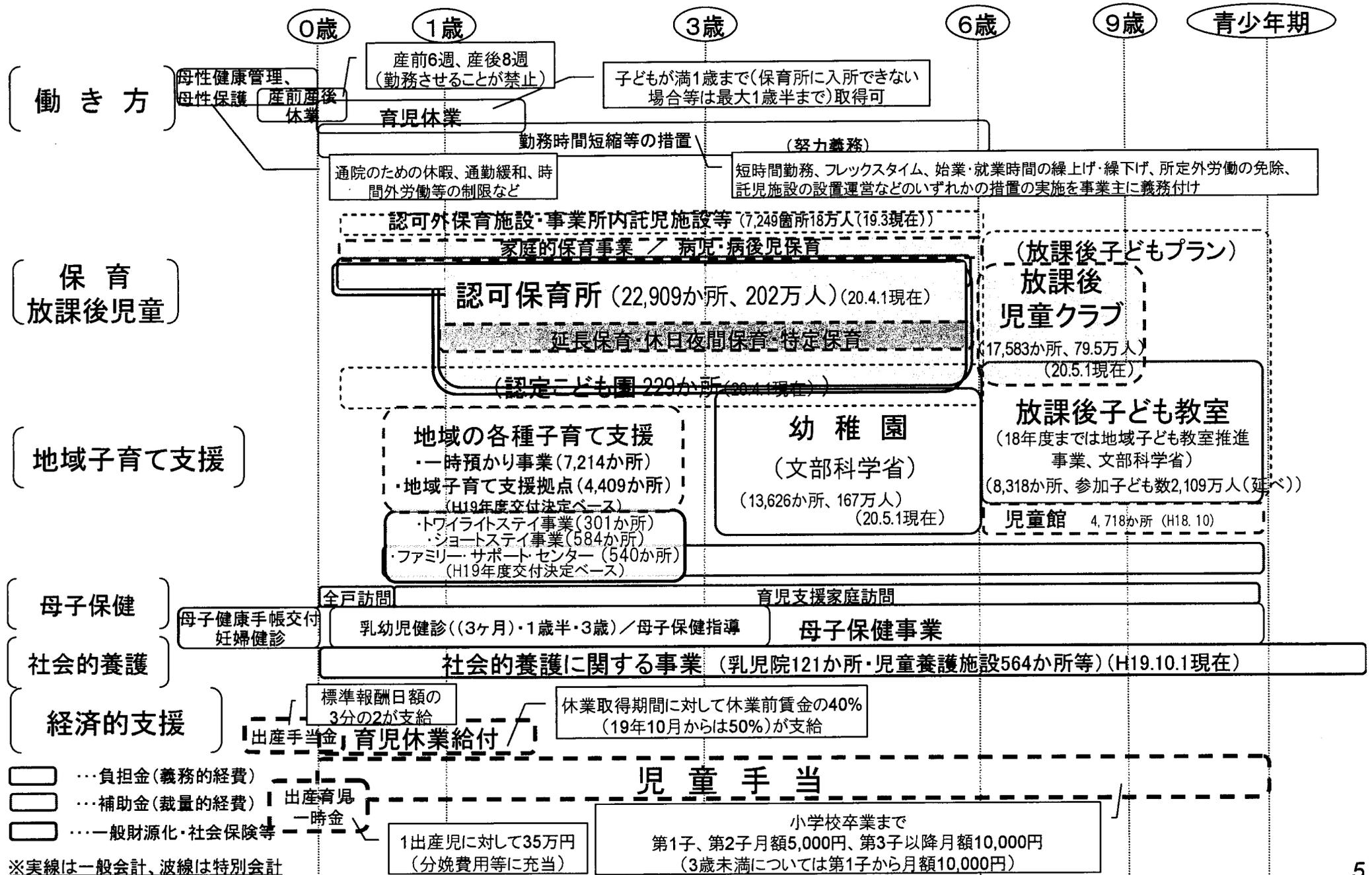


図表 242 孤立感を解消するには



(資料) 財団法人子ども未来財団「平成18年度 子育てに関する意識調査報告書」(平成19年2月)

# 次世代育成支援に関する制度の現状



## 各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務がかかっている。

### ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※国会へ再提出予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、第21条の9について、子育て支援事業の例示に、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を追加する改正が盛り込まれている。

## 各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<p>○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u></p> <p>○ 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u></p> <p>※ <u>事業毎に一定額が補助される仕組みではない。</u></p>	<p>○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、<u>事業毎に定められた一定額を国が補助するもの。</u></p> <p>※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。</p>
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児全戸家庭訪問事業</li> <li>・ 養育支援家庭訪問事業</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ)</li> <li>・ 延長保育促進事業</li> <li>・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>・ 地域における仕事と生活の調和推進事業</li> <li>・ へき地保育所事業</li> <li>・ 家庭支援推進保育事業</li> <li>・ <u>その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</li> <li>・ 病児・病後児保育事業</li> <li>・ 家庭的保育事業</li> <li>・ 認可化移行促進事業</li> <li>・ 休日・夜間保育事業</li> <li>・ 特定保育事業</li> <li>・ 一時保育(一時預かり)事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 民間児童館活動事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

# (参考) 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

	介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
	<p>〔地域支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①介護予防事業                      ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)                      2. 任意事業                      ①介護給付費等費用適正化事業                      ②家族介護支援事業                      ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u>                      ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 介護予防事業</p> <p>【財源構成】</p> <p>1号 19% 市町村 12.5%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 包括的支援事業・任意事業</p> <p>【財源構成】</p> <p>市町村 20.2% 5%</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料                      ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①相談支援事業                      ②コミュニケーション支援事業                      ③日常生活用具給付等事業                      ④移動支援事業                      ⑤地域活動支援センター機能強化事業                      2. 任意事業                      福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、<u>各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u>                      具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u>                      (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      (※必須事業はなく、すべて任意。)                      ・乳児全戸家庭訪問事業                      ・養育支援家庭訪問事業                      ・ファミリー・サポート・センター事業                      ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)                      ・延長保育促進事業 等                      ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成)                      市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。                      具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u>                      ※事業毎に一定額が補助される仕組みではない。                      (国:1/2、市町村:1/2)</p>

# 各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%	
	養育支援事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所	
	支子支援事業	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所	

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。